

お知らせ版 第168号

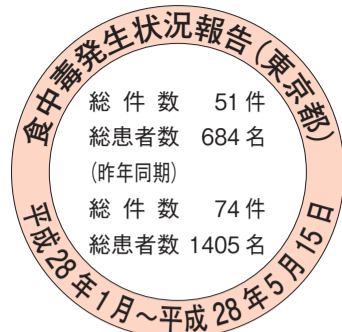
印刷物規格表 第1類 印刷番号(27)80

食品衛生責任者

発行：東京都 編集：一般社団法人東京都食品衛生協会
東京都・食品監視課のホームページ **食品衛生の窓** で検索

細菌を「つけない」「清潔」「ふやさない」「迅速にやっつける」「加熱」

細菌性食中毒予防三原則



東食協ホームページ <http://www.toshoku.or.jp>

「障害者差別解消法」が施行に

平成28年4月1日から

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、平成二十五年六月に成立・公布され、本年四月一日に施行されました。

法の概要

この法律では、国の府省庁や都道府県、区市町村などの行政機関等に対し、障害のある人への「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」を禁止しています。

また、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗などの民間事業者（個人事業者や非営利のもの、地方公営企業を含む。）に対しても、「不当な差別的取扱い」を禁止しています。ただし、民間事業者の「合理的配慮の提供」については、「努力義務」としています。

対象範囲

障害のある人が、日常生活や社会生活で関わる全ての分野（障害者雇用に係る分野を除く。）を対象としています。

障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害があり、その障害や社会的障壁（注1）により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人で、いわゆる障害者手帳のない方も含まれます。

注1 障害がある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

関係事業者向けガイドライン

この法律を受け、厚生労働省が関係職員への対応要領や、関係事業者への対応指針（ガイドライン）を作成しました。

ガイドラインでは、厚生労働省が所管する事業分野において「事業者」が障害のある人に対して不当な差別的取扱いをしないことや、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを記載しています。

「不当な差別的取扱い」とは

正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人を障害のない人より不利に扱うことにより、障害者の権利利益を侵害することをいいます。

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れない、車いすだからお店に入れないなどが該当する恐れがあります。

「合理的配慮の提供」とは

障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことをいいます。

例えば、障害のない人と同様に障害のある人に情報を伝えることを目的として、本人の障害特性を踏まえて、筆談、読み上げ、手書き文字、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いることは、「合理的配慮の提供」に該当します。

● 本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること
● 保護者や介助者の同伴をサービスの利用条件とすること
● 対応を後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること
● 本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること

● 上下階の移動を必要とするエレベーターがない施設では、人力で移動をサポートします。
● コミュニケーションにおいて、メモを活用する、手のひらに

書く（手書き文字）など工夫します。

対応方法

役所はもちろん、会社やお店であっても、障害のある人に「不当な差別的取扱い」をすることは禁止されています。

一方「合理的配慮」は会社やお店などでは「努力義務」とされていますが、自主的な取組が望まれています。

具体例

● 飲食店で補助犬同伴の方を席に案内する場合、補助犬がテーブルの下などで待機できるように、足元にスペースのある席を勧めます。

● 公共の施設、デパート、スーパー、飲食店などは、盲導犬や介助犬、聴導犬などの補助犬を同伴する方の受入れが、法律で義務付けられています。

● 施設内の段差にスロープを設置します。
● 上下階の移動を必要とするエレベーターがない施設では、人力で移動をサポートします。

● コミュニケーションにおいて、メモを活用する、手のひらに

い、つながる社会をめざして」を作成しました。基本的な考え方や、様々な場面における対応の例を掲載しています。参考にしてください。

東京都福祉保健局ホームページ
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai-shisaku/sabekai.html>

夏の食品衛生

一斉監視が

実施されます

6月1日～8月31日

肉の生食提供など重点に

夏を迎えるに当たり、食品の安全性を確保し、食中毒の発生を未然に防止するため、都、特別区、八王子市及び町田市が協力して、食品関係事業者等に対する夏の食品衛生一斉監視を実施します。

期間中、飲食店営業や食品の製造業、販売業等の施設を対象に、都・区・市合わせて延べ七十七万件の監視指導を予定しています。

● 注文や問合せ等に際し、インターネット画面への入力によるものだけでなく電話等でも対応できるようにします。
● 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスターや電卓の表示板を見やすい方向に向けて、紙で示すなどします。
● お金の受け渡しの際には、紙幣と貨幣とに分け、種類ごとに直接手渡しをします。
● 商品の宅配時において具体的な要望があった際には、品物を家の指定されたところまで運びます。

● 障害には、様々な種類があり、特徴も対応方法もそれぞれ異なります。各障害について正しく理解して、誰もが暮らしやすい優しい社会を目指しましょう。

東京都でも、障害者差別解消法の趣旨や内容、日々の活動の中で配慮すべき事項等を分かりやすくまとめた「東京都障害者差別解消法ハンドブック」をみなで支え合

ア 食肉等の監視指導
腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒を防止するため、食肉の生食での提供について、

監視指導を行います。

特に、禁止されている牛レバー刺し及び豚肉の生食での提供や、事故が多い鶏肉の生食での提供の中止について指導を徹底します。

また、牛肉のユツケ等の生食用食肉については、規格基準の遵守を徹底します。

イ 弁当等人力販売業の監視指導
昨年十月から、弁当類の行商が弁当等人力販売業として許可制となりました。

ウ 食品の表示に関する監視指導
食品表示法に基づく表示の適正化の徹底を図るため、製造業、販売業、流通業等を対象として、期限表示やアレルギー等の表示事項について監視指導を行います。

その他
上記の一斉監視事業の実施結果については、八月下旬に速報としてお知らせする予定です。

食品表示法の施行から1年

あなたはどれだけ理解できていますか？

食品の表示は、これまで複数の法律に定めがあり、複雑なルールになっていました。そこで平成二十七年四月一日、食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、及び健康増進法の三法の食品の表示に係る規定を一元化した「食品表示法」が施行されました。既に施行から一年以上を経過しましたが、いまだに食品関係事業者に浸透したとは言えないのが実情であり、ここで改めて「食品表示法」の概要についてご説明します。

食品表示基準

具体的な表示のルールは、食品表示法の規定に基づく「食品表示基準」に定められています。この基準は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を、不特定又は多数の者に譲渡する場合における、表示のルールを定めたものです。ただし、販売形態が「設備を設けて飲食させる場合」（いわゆる飲食店等）においては

原則として適用されません。

主な変更点と新しい制度

変更点一▼加工食品と生鮮食品の区分の統一

食品表示法では、食品衛生法とJAS法とでこれまで異なっていた食品の区分について、JAS法の考え方にそろえるよう整理されました。その結果、これまでの食品衛生法では表示対象外であった食品

（軽度の撒塩、生干し、湯通し、調味料等により簡単な加工等施したものの。）についても加工食品として整理されたため、新たにアレルギー、製造所等の所在地等の表示義務が課されます。

変更点二▼原材料名の表示方法

原材料と添加物がどちらか分かるように、「添加物」の項目を設けて表示するなど、明確に区分して表示します。

変更点三▼アレルギーの表示方法

アレルギー表示については大幅に変更となりました。アレルギー表示は、これまで「個別表示（個々の原材料等の直後に括弧書きする方法）」と「一括表示（原材料等の直後にまとめて括弧書きする方法）」のどちらでもよいとされていましたが、食品表示基準では、原則として「個別表示」します。

「一括表示」する場合、これまでは、原材料として表示されていたアレルギーは改めて「一括表示」に示しなくてもよいということになっていました。しかし、食品表示基準では、原材料名中に出てきているアレルギーについて「一括表示」に再度表示する必要があります。

「一括表示」の表示方法は、旧表示で「原材料の一部に○、△を含む」の例であれば、「原材料」を削除し、「」を「」に変更し、「一部に○・△を含む」のように記載します。

また、これまで認められていた特定加工食品及びその拡大表記が廃止されました。例えば、小麦を原材料としているパンは、特定加工食品として、パン（小麦を含む）の（小麦を含む）の部分は省略することが可能でしたが、食品表示基準では、記載が必要で

変更点四▼製造所固有記号制度
原則は製造所固有記号を使用せ

ず、製造所の所在地、製造者の氏名又は名称を表示します。同一製品を二以上の製造所で製造する場合のように、包材の共有化のメリットが生じる場合にのみ、例外的に製造所固有記号を使用できます。製造所固有記号を使用した場合、製造所所在地等の情報提供ができる電話番号、ウェブサイトをドレス、製造を行っている全ての製造所所在地等のいずれかを、商品に表示する必要があります。

また、従来は郵送で受け付けていた製造所固有記号の届出は、平成二十八年四月一日からは、「製造所固有記号届出データベース」によるオンライン届出となっています。

なお、データベースの運用開始後も、平成三十二年三月三十一日までは、食品表示基準に基づく製造所固有記号の届出手続が完了するまでの間は、現在使用している製造所固有記号の使用が認められます。

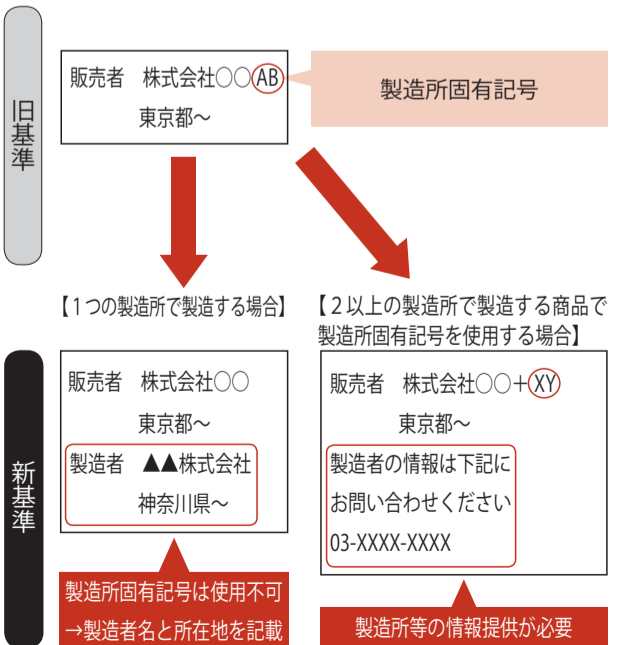
変更点五▼栄養成分表示の義務化
原則として、全ての消費者向けの予め包装された加工食品及び添加物に栄養成分表示が義務付けられます。表示する栄養成分等は、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、及びナトリウム等の五項目です。そのうちナトリウムについては、食品表示基準では食塩相当量に換算して表示します。ただし、消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除されている事業者は、省略が認められます。

また、当分の間、小規模事業者（おおむね従業員が二十人以下。商業、サービス業は五人以下。）

食品表示基準に基づく新しい食品表示制度には、包装材の切り替えなど、事業者の対応に要する期間を考慮し、加工食品と添加物では五年間（平成三十二年三月三十一日まで）、生鮮食品では一年六ヶ月間（平成二十八年九月三〇日まで）、これまでの制度に基づく表示を認めるといふ猶予期

間が設けられています。事業者は、猶予期間を考慮しながら、表示の切り替えを進めていただく必要があります。

【変更点四 製造所固有記号制度】



についても省略が認められます。
新設▼機能性表示食品制度
野菜や果物などの生鮮食品、加工食品、サプリメントなどについて、健康の維持・増進効果等をもつことを示すこと（機能性表示）ができるようになりました。

機能性表示をするためには、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者に関する基本情報、安全性・機能性の根拠に関する情報、生産・製造・品質の管理に関する情報や健康被害の情報収集体制その他必要な事項を、販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出る必要があります。

届出は、「機能性表示食品制度届出データベース」によりオンラインで行います。

経過措置期間
食品表示基準に基づく新しい食品表示制度には、包装材の切り替えなど、事業者の対応に要する期間を考慮し、加工食品と添加物では五年間（平成三十二年三月三十一日まで）、生鮮食品では一年六ヶ月間（平成二十八年九月三〇日まで）、これまでの制度に基づく表示を認めるといふ猶予期

間が設けられています。事業者は、猶予期間を考慮しながら、表示の切り替えを進めていただく必要があります。

今回、主な変更点を紹介しましたが、このほかにも、表示可能面積が小さい食品の表示方法や、栄養成分表示の方法など、細かい変更点があります。

適正表示に向けて

今回、主な変更点を紹介しましたが、このほかにも、表示可能面積が小さい食品の表示方法や、栄養成分表示の方法など、細かい変更点があります。

東京都では、食品表示法、食品表示基準等について分かりやすく解説した、「大切ですよ！食品表示法」をホームページ「食品衛生の窓」内に「食品の表示制度」<http://www.fukushohoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/youji/index.html>

食品の表示は、その品質や健康危害防止に関する情報を、消費者に正しく提供するという重要な役割を持っています。事業者の皆様におかれましては、引き続き適正な表示に努めていただきますようお願いいたします。

食品の表示は、その品質や健康危害防止に関する情報を、消費者に正しく提供するという重要な役割を持っています。事業者の皆様におかれましては、引き続き適正な表示に努めていただきますようお願いいたします。

【食品の表示に係る法律】

法令	食品衛生法	JAS法	健康増進法
目的	○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
表示関係	○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守等	○製造業者が守るべき表示基準の策定 ○品質に関する表示の基準の遵守等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守等
表示関係以外	○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○都道府県知事による営業の許可等	○日本農林規格（JAS規格）の制定 ○日本農林規格（JAS規格）による格付等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○特別用途食品に係る許可他

食品表示法に統合

食品表示法施行後も各法律に残る

【変更点二 原材料の表示方法】

原材料と添加物がどちらかわかるように、「添加物」の項目を設けて表示するなど、明確に区分して表示します。

	旧基準	新基準（表示の一例※）
原材料名	小麦粉、砂糖、食塩、膨張剤、香料	小麦粉、砂糖、食塩 膨張剤、香料

どこまでが原材料で、どこからが添加物なのかわかりにくい。

※このほかに、添加物の項目を設けず、原材料名欄に記号（スラッシュなど）で区分して表示したり、改訂して区分したりする方法があります。